

商品開発・販路開拓・生産性向上事業に対して財政的支援を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

リーディング企業成長助成補助金

説明	リーディング育成企業が実施する事業化に向けた新規性を有する技術開発や、その技術を活かした商品等の事業化展開に係る取組みを支援します。
概要	【対象】 リーディング育成企業（ ）として認定を受けた事業者 ただし、集中支援期間内の事業者に限る。また、リーディング企業、サブ・リーディング育成企業は対象外。 【主な支援内容】 < 補助対象事業 > 認定された「リーディング企業成長計画書」に基づく事業のうち、補助金年度内に完了する以下の事業 (1) 新技術・新商品開発事業（既存技術・既存商品の改良含む） 新事業の研究開発事業 新商品の試作、改良事業 既存技術・既存商品の改良 (2) 販路開拓事業 展示会の開催または見本市等への参加 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び事業広報及び商品表示等の事業 (3) 生産性向上事業 設備導入による生産設備の強化 他社特許の利用等による生産技術の強化 管理システム等の導入による労働生産性の向上 < 補助金額及び補助率 > ・補助限度額 1,000万円 ・補助率 2/3以内 < 公募時期 > ・募集は終了しました 交付申請における提出書類及び今後のスケジュールについては、公募開始の際にお知らせいたしますので、下段のHPをご参照ください。 補助金の交付手続きの詳細は、公益財団法人くまもと産業支援財団にお問い合わせください。
ホームページ	https://www.kmt-ti.or.jp/archives/16331 （くまもと産業支援財団）
問い合わせ先	公益財団法人くまもと産業支援財団 産業振興部 事業革新支援室 TEL：096-289-2438 熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2319

リーディング企業への成長に向けた設備投資の財政支援を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）

説明	リーディング育成企業等が行う県内での工場等の新增設で、一定規模以上の投資額（工場、設備等）及び新規雇用がある場合、補助金による助成を行います。													
概要	【対象事業】 リーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業の認定を受けた事業者が行う、事業所新增設に係る設備投資 ただし、重点基幹産業等（セミコンダクタ関連、モビリティ関連、新エネルギー関連、食品・バイオ関連、ITコンテンツ関連）又は一般製造業に限る。 【主な支援内容】 <table><tr><th></th><th>雇用要件</th><th>設備投資額要件</th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr><tr><td>重点基幹産業等</td><td rowspan="2">3人以上</td><td rowspan="2">5千万円以上</td><td>設備投資額の3%</td><td>6千万円</td></tr><tr><td>一般製造業</td><td>設備投資額の2%</td><td>4千万円</td></tr></table> 【手続きの流れ】 適用事業所認定申請（→工事着工前、設備契約前まで） 適用事業所指定申請（→稼働開始30日前まで） 事業開始報告（→稼働開始後10日以内） 補助金交付申請（→稼働開始後1年以内） 補助金実績報告 補助金交付請求（→補助金額確定後速やかに） 「補助金交付申請」時点で雇用要件を達成していない場合は、概算払申請を行うことも可能です。ただし、リーディング育成企業またはサブ・リーディング育成企業認定期間中に雇用要件を達成できなかった場合は、本補助金の返還を求めます。 投資の内容により、「熊本県地場企業立地促進補助金」「熊本県地場企業産業支援サービス業等立地促進補助金」が有利となる場合もあります。投資の内容をお伺いしたうえで、適した制度をご案内いたしますので、<u>投資計画がある場合はお早めにご相談ください。</u>		雇用要件	設備投資額要件	補助率	上限額	重点基幹産業等	3人以上	5千万円以上	設備投資額の3%	6千万円	一般製造業	設備投資額の2%	4千万円
	雇用要件	設備投資額要件	補助率	上限額										
重点基幹産業等	3人以上	5千万円以上	設備投資額の3%	6千万円										
一般製造業			設備投資額の2%	4千万円										
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/50897.html （県ホームページ）													
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2319													

工場（事業所）の新增設に対して財政的支援を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

地域未来投資促進事業補助金

説明	県・市町村が作成した「地域未来投資促進基本計画」に基づいて承認を受けた事業計画のうち、先進性が高く地域の事業者の高い経済的波及効果を及ぼす取組みに対して、設備投資等を支援します。									
概要	【対象】 ・県が承認した「地域経済牽引事業計画()」のうち、特に先進性や他地域への展開が可能なモデル性に優れた取組み 【補助金の概要】 (1)対象者 地域経済牽引事業計画の承認を受けた(受ける見込みの)事業者 (2)補助対象経費 施設、設備等の整備、商品開発等経費、庁費 (3)補助率 1 / 2 以内 (4)補助対象分野及び補助限度額 <table><tr><th>対象分野</th><th>補助限度額 (単位:千円)</th><th>問い合わせ先</th></tr><tr><td>自然共生型産業分野</td><td>14,000</td><td>産業支援課</td></tr><tr><td>観光・スポーツ分野</td><td>10,000</td><td>観光振興課</td></tr></table> 【手続きの流れ】 (1)「地域経済牽引事業計画()」の作成 → 要件審査後に県が計画承認 (2) 補助金交付要望書を提出 → 審査会にて交付先を選定 (3) 補助金交付申請書を提出 → 交付決定 (4) 補助事業実施・事業実績報告 → 県による実地調査後、交付確定 (5) 補助金請求 → 補助金交付 《 地域経済牽引事業計画について》 ・ 地域の特性の活用 高い付加価値の創出 地域の事業者に対する経済的効果の3つの要件を満たす事業計画を、県が「地域経済牽引事業計画」と承認します。 ・ 本補助金を申請するには、はじめに「地域経済牽引事業計画」の作成が必要です。詳細は、下記ホームページをご参照ください。	対象分野	補助限度額 (単位:千円)	問い合わせ先	自然共生型産業分野	14,000	産業支援課	観光・スポーツ分野	10,000	観光振興課
対象分野	補助限度額 (単位:千円)	問い合わせ先								
自然共生型産業分野	14,000	産業支援課								
観光・スポーツ分野	10,000	観光振興課								
ホームページ	【地域経済牽引事業計画の作成について】 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/50882.html 【地域未来投資促進補助金について(R5の採択状況)】 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/196709.html									
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL:096-333-2319 熊本県観光文化部 観光振興課 TEL:096-333-2332									

D X ・ G X の推進に資する機器を導入したい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

シンカ企業創出推進事業補助金

説明	県内に事業所・工場を有する製造業等の中小企業が、企業成長のために行う D X ・ G X の推進に要する経費を支援します。
概要	【対象】 県内に事業所・工場を有する中小企業（製造業等の事業者） 過去に県の事業の支援を受けた企業等に限る 【主な支援内容】 < 補助対象経費 > ・ 生産現場等のデジタル化の推進や付加価値創出に必要な機器等の整備費 ・ 生産現場等のデジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備等の導入費 ・ 生産現場等における製品製造時の省エネルギーの推進に資する設備等の導入費 ・ その他知事が必要と認める経費 < 補助金額及び補助率 > ・ 補助限度額 5 0 0 万円 ・ 補助率 1 / 2 以内 < 公募期間 > ・ 令和 7 年度（ 2 0 2 5 年度）6 月下旬～ 7 月下旬（予定） < 手続きの流れ > (1) 交付要望書の提出 → 審査会にて審査後に県から内定通知 (2) 交付申請 → 要件等審査後に県から交付決定通知 (3) 事業実施 (4) 実績報告 → 県が確定検査、補助金支払い < その他 > ・ 予算の範囲内で実施するため、要望どおりで採択されとは限りません。
ホームページ	今後公表予定
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL: 096-333-2319

生産現場等のデジタル化に必要な機器を整備したい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

製造業DX推進臨時補助金

説明	物価高騰や賃上げ等の影響による費用増加に直面している県内製造業を営む中小企業者に対し、生産性向上と企業業績改善を目的として、生産現場のデジタル化に必要な機器の整備に係る経費を支援します。
概要	【補助対象者】 以下の要件を満たす、県内に工場・事務所を有する中小企業であり、製造業を営んでいる事業者 ・令和4年(2022年)1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計営業利益が令和3年(2021年)1月～12月の同3か月の合計営業利益と比較して5%以上減少していること。 熊本県内に有する事務所・事業所で行う事業に限ります。 【補助対象事業】 生産性向上¹や製品・サービスの高付加価値化などを目的として補助事業者が行う、AI、IoT、RPA、クラウドサービス等のデジタル技術導入のための機器等²の整備を行う事業とします。 1 自動化・省力化等に代表される業務効率化を含んだ広い概念とします。 2 「機器等」には、自社の業務のために構築される「情報システム」や「パッケージソフトウェア」、月額や年額の利用料を支払い利用する「サブスクリプションサービス」、設備自体が自社に設置されない「クラウドサービス」等を含みます。 【補助率・補助限度額等】 補助率：3分の2以内 補助限度額：500万円(下限50万円) 補助対象期間：交付決定日から最長で令和8年1月23日まで 【補助対象経費】 ・謝金、旅費、機器等整備費、事業経費、委託費、その他の経費 【公募期間】 募集は終了しました 【手続きの流れ】 (1) 交付要望書の提出 → 審査会にて審査後に県から内定通知 (2) 交付申請 → 要件等審査後に県から交付決定通知 (3) 事業実施 (4) 実績報告 → 確定検査、補助金支払い 【その他】 予算の範囲内で実施するため、要望どおりで採択されとは限りません。
ホームページ	
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL:096-333-2319 公益財団法人くまもと産業支援財団 産業振興部 事業革新支援室 TEL:096-289-2438

工場（事業所）の新增設に対して財政的支援を受けたい（地場企業）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県地場企業立地促進補助金

説明	県経済の活性化及び雇用の確保を図るため、地場企業の県内における工場等の新增設に対して補助を行います。
概要	【対象】 ・県内に本社を有する企業（誘致企業を除く）が行う工場等の新增設のうち、県が事前に認定したもの。 ・製造業、サービス業の一部（情報サービス業、運輸業等）、研究開発業 「熊本県産業成長ビジョン」の（セミコンダクタ・モビリティ・新エネルギー・食品バイオ・IT・コンテンツ関連分野）を基に細かな業種区分を設定。 【補助要件】 以下の3つの要件をすべて満たすこと。 研究開発業及びスモールスタート研究開発業については、（3）の要件は無し。 (1) 投下固定資産額（土地代除く） 3億円以上 (2) 新規雇用 5人以上 食品・バイオ関連、物流施設関連：1億円以上、5人以上 研究開発業：5千万円以上、3人以上 スモールスタート研究開発業：1千万円以上、3人以上 (3) 経営力向上計画に記載した計画終了時の目標達成、または先端設備導入計画に記載した計画終了時の目標達成 【補助金額】 投下固定資産額 × 2%以上 + 新規雇用者数 × 50万円以上 県内居住者のみ（非正規社員は半額） 【手続きの流れ】 (1) 認定申請 → 要件等審査後に県から認定通知 (2) 指定申請 → 要件等審査後に県から指定通知 (3) 工場等完成・操業開始報告 (4) 補助金交付申請・事業実績報告 → 投資額、新規雇用者等実地調査後、県から交付決定・確定通知 (5) 補助金請求 → 補助金交付 【その他】 ・補助を受けたい場合、県の認定後に着工・雇用をする必要があります。 ・認定申請の前に早めに事前相談をしていただくようお願いします。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/61228.html （県ホームページ）
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2319

事業所の新增設に対して財政的支援を受けたい（地場企業）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県地場企業産業支援サービス業等立地促進補助金

説明	地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、県内に産業支援サービス業務等に係る事務所を新增設する地場企業に対して補助を行います。																																				
概要	【対象】 以下の もしくは を新設又は増設する地場企業（誘致企業を除く）で、県が事前に認定したもの。 広域的業務拠点施設 複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センターなど。 産業支援サービス業務施設 日本標準産業分類に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業。 【補助要件】 県民の新規常用雇用者数 広域的業務拠点施設 50人以上 産業支援サービス業務施設 10人以上 人口減少市町村に立地する場合は、 、 ともに5人以上 ・認定から3年以内に上記要件を満たして操業すること。ただし、建物の新設を行う場合は、認定から5年以内に操業開始すること。 【補助対象経費及び補助額】 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">人口減少市町村</th><th>誘致推進市町村</th><th>その他の市町村</th></tr><tr><th>八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村</th><th>熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町</th></tr><tr><td>補助要件</td><td>県民の新規常用雇用者数</td><td>5人</td><td>5人</td><td>① 50人 ② 10人</td></tr><tr><td rowspan="4">補助対象経費及び補助額</td><td>投下固定資産額及び投下リース資産額</td><td>1/10</td><td>1/3 ※市町村の補助額を上限</td><td>1/10 ※投資額が1千万円以上となる場合のみ補助</td></tr><tr><td>事業所の年間賃借額（4年間） ※3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限</td><td></td><td>1/2</td><td></td></tr><tr><td>事業の用に供する専用通信回線の年間使用料（4年間・クラウド使用料含む） ※1年間の補助額は1,000万円を上限</td><td></td><td>1/2</td><td></td></tr><tr><td>新規雇用者数（3年間）</td><td></td><td colspan="2">（正社員）新規雇用者数×20万円 （非正規社員）新規雇用者数×10万円 ※過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍</td></tr><tr><td></td><td>認定から操業開始までの期限</td><td colspan="3">3年（建物の新設を行う場合は5年）</td></tr></table>				項 目	人口減少市町村	誘致推進市町村	その他の市町村	八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村	熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町	補助要件	県民の新規常用雇用者数	5人	5人	① 50人 ② 10人	補助対象経費及び補助額	投下固定資産額及び投下リース資産額	1/10	1/3 ※市町村の補助額を上限	1/10 ※投資額が1千万円以上となる場合のみ補助	事業所の年間賃借額（4年間） ※3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限		1/2		事業の用に供する専用通信回線の年間使用料（4年間・クラウド使用料含む） ※1年間の補助額は1,000万円を上限		1/2		新規雇用者数（3年間）		（正社員）新規雇用者数×20万円 （非正規社員）新規雇用者数×10万円 ※過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍			認定から操業開始までの期限	3年（建物の新設を行う場合は5年）		
項 目	人口減少市町村	誘致推進市町村	その他の市町村																																		
		八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村	熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町																																		
補助要件	県民の新規常用雇用者数	5人	5人	① 50人 ② 10人																																	
補助対象経費及び補助額	投下固定資産額及び投下リース資産額	1/10	1/3 ※市町村の補助額を上限	1/10 ※投資額が1千万円以上となる場合のみ補助																																	
	事業所の年間賃借額（4年間） ※3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限		1/2																																		
	事業の用に供する専用通信回線の年間使用料（4年間・クラウド使用料含む） ※1年間の補助額は1,000万円を上限		1/2																																		
	新規雇用者数（3年間）		（正社員）新規雇用者数×20万円 （非正規社員）新規雇用者数×10万円 ※過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍																																		
	認定から操業開始までの期限	3年（建物の新設を行う場合は5年）																																			
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/50885.html （県ホームページ）																																				
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2319																																				

工場（事業所）の新增設に対して財政的支援を受けたい（誘致企業）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県企業立地促進補助金

説明	県経済の活性化及び雇用の確保を図るため、誘致企業の県内における工場等の新增設に対して補助を行います。
概要	【対象】 ・ 県外に本社を有する企業（誘致企業）が行う工場等の新增設のうち、県が事前に認定したもの。 ・ 製造業、サービス業の一部（情報サービス業、運輸業等）、研究開発業「熊本県産業成長ビジョン」の（セミコンダクタ・モビリティ・新エネルギー・食品バイオ・IT・コンテンツ関連分野）を基に細かな業種区分を設定。 【補助要件】 以下の2つの要件を満たすこと。 (1) 投下固定資産額（土地代除く） 3億円以上 (2) 新規雇用 5人以上 食品・バイオ関連、物流施設関連：1億円以上、5人以上 研究開発業：5千万円以上、3人以上 【補助金額】 投下固定資産額 × 2%以上 + 新規雇用者数 × 50万円以上 県内居住者のみ（非正規社員は半額） 【手続きの流れ】 (1) 認定申請 → 要件等審査後に県から認定通知 (2) 指定申請 → 要件等審査後に県から指定通知 (3) 工場等完成・操業開始報告 (4) 補助金交付申請・事業実績報告 → 投資額、新規雇用者等実地調査後、県から交付決定・確定通知 (5) 補助金請求 → 補助金交付 【その他】 ・ 補助を受けたい場合、県の認定後に着工・雇用をする必要があります。 ・ 認定申請の前に早めに事前相談をしていただくようお願いします。
ホームページ	https://www.kumamoto-investment.jp/kiji003145/index.html （企業立地ガイド熊本）
問い合わせ先	熊本県商工労働部 企業立地課 TEL：096-333-2329

事業所の新增設に対して財政的支援を受けたい（誘致企業）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金

説明	地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、県内に産業支援サービス業等に係る事務所を新增設する誘致企業に対して補助を行います。																																							
概要	【対象】 以下の もしくは を新設又は増設する誘致企業で、県との間に立地協定を締結するもの又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するもの。 広域的業務拠点施設 複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センターなど。 産業支援サービス業務施設 日本標準産業分類に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業、機械修理業、電気機械器具修理業、機械設計業、商品・非破壊検査業、コンテンツ産業。 【補助要件】 県民の新規常用雇用者数 広域的業務拠点施設 50人以上 産業支援サービス業務施設 10人以上 人口減少市町村に立地する場合は、 、 ともに5人以上 ・立地協定から3年以内に上記要件を満たして操業すること。ただし、建物の新設を行う場合は、立地協定から5年以内に操業開始すること。 【補助対象経費及び補助額】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">補助対象経費</th><th rowspan="3">対象期間</th><th colspan="3">補助率（額）</th></tr><tr><th rowspan="2">人口減少市町村</th><th>誘致推進市町村</th><th>その他市町村</th></tr><tr><th>八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村</th><th>熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町</th></tr><tr><td>1</td><td>投下固定資産及び投下リース資産額の合計</td><td>-</td><td>1/10</td><td>1/3</td><td>1/10 ▶ 投資額等の合計が1千万円以上となる場合のみ補助</td></tr><tr><td>2</td><td>事業所の年間賃借額（3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限）</td><td rowspan="2">操業から4年間</td><td colspan="3">1/2</td></tr><tr><td>3</td><td>事業所の用に供する専用通信回線使用料（1年間の補助額は1千万円を上限）</td><td colspan="3">1/2</td></tr><tr><td>4</td><td>新規雇用者数（本社等の県外事業所からの配置転換者を含む。ただし、住民票の移転が必要）</td><td>操業から3年間</td><td colspan="3">（正社員） 新規雇用者数×20万円 （非正規社員） 新規雇用者数×10万円 ▶ 過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍</td></tr></table>						補助対象経費		対象期間	補助率（額）			人口減少市町村	誘致推進市町村	その他市町村	八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村	熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町	1	投下固定資産及び投下リース資産額の合計	-	1/10	1/3	1/10 ▶ 投資額等の合計が1千万円以上となる場合のみ補助	2	事業所の年間賃借額（3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限）	操業から4年間	1/2			3	事業所の用に供する専用通信回線使用料（1年間の補助額は1千万円を上限）	1/2			4	新規雇用者数（本社等の県外事業所からの配置転換者を含む。ただし、住民票の移転が必要）	操業から3年間	（正社員） 新規雇用者数×20万円 （非正規社員） 新規雇用者数×10万円 ▶ 過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍		
補助対象経費		対象期間	補助率（額）																																					
			人口減少市町村	誘致推進市町村	その他市町村																																			
				八代市、人吉市、水俣市、宇城市、天草市、益城町、芦北町、錦町、水上村	熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町																																			
1	投下固定資産及び投下リース資産額の合計	-	1/10	1/3	1/10 ▶ 投資額等の合計が1千万円以上となる場合のみ補助																																			
2	事業所の年間賃借額（3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限）	操業から4年間	1/2																																					
3	事業所の用に供する専用通信回線使用料（1年間の補助額は1千万円を上限）		1/2																																					
4	新規雇用者数（本社等の県外事業所からの配置転換者を含む。ただし、住民票の移転が必要）	操業から3年間	（正社員） 新規雇用者数×20万円 （非正規社員） 新規雇用者数×10万円 ▶ 過疎、離島、半島地域：上記の1.5倍																																					
ホームページ	https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html （企業立地ガイド熊本）																																							
問い合わせ先	熊本県商工労働部 企業立地課 TEL：096-333-2328																																							

事業所の本社機能移転に対して財政的支援を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県企業本社機能立地促進補助金

説明	本県における企業立地を促進するため、県内に企業の本社機能を有する事業所を新増設する企業に対して補助を行います。																				
概要	【補助対象企業】 令和8年3月31日までに立地協定を締結し、かつ、立地協定から2年以内（立地企業が建物の新設を行う場合は5年以内、増設の場合は3年以内）に操業を開始した企業で、（ア）～（カ）の事業所を新設又は増設する企業。 （ア）調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門） （イ）情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門） （ウ）研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門） （エ）事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門） （オ）その他管理業務部門（総務、経理及び人事等の管理業務を行っている部門） （カ）商業事業部門（専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務を行う部門） （キ）情報サービス事業部門（ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門） （ク）サービス事業部門（調査企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理の受託に関する業務を行う部門） 【要 件】投資額3千万円以上、雇用50人以上 【補助額】（1）～（4）の合計額 （1）投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に10/100を乗じて得た額 （2）事業所の年間賃借額に1/2を乗じて得た額【操業から4年間】 （1年間の補助限度額は、新規雇用者数に応じて下表のとおり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用人数</th><th>補助上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～99人まで</td><td>10,000千円</td></tr> <tr> <td>100～199人まで</td><td>20,000千円</td></tr> <tr> <td>200～299人まで</td><td>40,000千円</td></tr> <tr> <td>300～499人まで</td><td>80,000千円</td></tr> <tr> <td>500人以上</td><td>100,000千円</td></tr> </tbody> </table> （3）事業の用に供する専用通信回線の年間使用料に1/2を乗じて得た額【操業から4年間】 （4）新規雇用者に1人当たりの助成額を乗じて得た額（非正規社員は、助成額の1/2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th><th>1人当たりの助成金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～49人まで</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>50～99人まで</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>100人以上</td><td>70万円</td></tr> </tbody> </table>	雇用人数	補助上限額	50～99人まで	10,000千円	100～199人まで	20,000千円	200～299人まで	40,000千円	300～499人まで	80,000千円	500人以上	100,000千円	新規雇用者数	1人当たりの助成金額	～49人まで	50万円	50～99人まで	60万円	100人以上	70万円
雇用人数	補助上限額																				
50～99人まで	10,000千円																				
100～199人まで	20,000千円																				
200～299人まで	40,000千円																				
300～499人まで	80,000千円																				
500人以上	100,000千円																				
新規雇用者数	1人当たりの助成金額																				
～49人まで	50万円																				
50～99人まで	60万円																				
100人以上	70万円																				
ホームページ	https://www.kumamoto-investment.jp/ki_ji00338/index.html （企業立地ガイド熊本）																				
問い合わせ先	熊本県商工労働部 企業立地課 TEL：096-333-2328																				

産業廃棄物の排出量抑制等に取り組みたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県産業廃棄物排出抑制支援事業

説明	県内の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用(以下「排出量抑制等」という。)を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を図るため、県内の事業者に対し、予算の範囲内において産業廃棄物の排出量抑制等に係る施設の整備等に要する経費について、補助金を交付します。
概要	毎年度交付要項を定めますので、詳細は要項を御確認ください。 【補助対象者】 熊本県内に事業所等を有し、熊本県内で活動している法人格を有する以下の団体であること。 (1) 自らの事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者 (2) 産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく処理業の許可を有する者) 【補助対象事業】 3Rの向上や二酸化炭素の排出量抑制が見込まれる施設の整備 のうち先進的であったり、より二酸化炭素削減効果が高いと認められる施設の整備 【補助金額】 補助対象経費の3分の1以内 補助対象経費の2分の1以内 + の限度額2,000万円以内(全採択件数の補助総額) 【手続きの流れ】 (1) 申請書・計画書の提出 (2) 申請内容の審査(原則、申請者によるプレゼンテーション) (3) 採択・不採択の決定→県から決定の通知 (4) 事業実施 (5) 事業完了/実績報告 (6) 完了確認/交付確定/補助金支払 【その他】 ・補助を受けたい場合、県の補助決定後に事業を開始する必要があります。 ・年度末までに事業を完了し実績を報告する必要があります。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/198435.html (県ホームページ、令和6年度事業)
問い合わせ先	熊本県環境生活部 循環社会推進課 TEL:096-333-2628

事業承継をしたい							
分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

事業承継・後継ぎ支援事業補助金

説明	小規模事業者の後継者の経営ノウハウの習得や専門家の活用、さらには事業承継後の技術習得等、事業者が安心して事業承継へ取り組むため、準備段階の支援から承継後のフォローまで、切れ目の無い支援を行います。
概要	1 後継ぎ成長支援事業補助金 【補助対象者】 支援機関の支援を受け、事業承継に取り組み、事業承継を行うに当たり、引き続き県内で事業を営む小規模事業者 【補助率・補助限度額等】 2/3 以内 ・ 20 万円 【補助対象経費】 後継者及び後継候補者の育成の取組みのために必要な経費。 【公募期間】 令和 7 年 4 月～ 1 1 月 2 事業承継準備支援事業補助金 【補助対象者】 支援機関の支援を受け、事業承継に取り組み、事業承継を行うに当たり、引き続き県内で事業を営む小規模事業者 【補助率・補助限度額等】 2/3 以内 ・ 50 万円 【補助対象経費】 親族内承継、親族外承継（従業員等）承継及び第三者承継に伴う企業評価等のために必要な経費。 【公募期間】 令和 7 年 4 月～ 1 1 月（予定） 3 後継ぎ応援事業補助金 【補助対象者】 事業承継を行い、引き続き県内で事業を営む小規模事業者 【補助率・補助限度額等】 2/3 以内 ・ 100 万円（下限額 10 万円） 【補助対象経費】 後継者が行う販路開拓や生産性向上などの取組みにかかる経費。 【公募期間】 令和 7 年 4 月～ 5 月
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/231111.html （県ホームページ）
問い合わせ先	熊本県商工労働部 商工振興金融課 TEL：096-333-2326

生産性の向上や賃上げに取り組みたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業

説明	国・県の補助事業を活用し、生産性の向上と従業員の賃上げに取り組み、かつパートナーシップ構築宣言を行った事業者に対し、補助事業に係る自己負担分の一部を支援します。
概要	【補助対象者】 次の要件をすべて満たす事業者 中小企業基本法第2条第1項の規定に定める中小企業者 県内に主たる事業所を有する事業者 令和6年(2024年)5月23日以降に、県が指定する国又は県の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けた事業者 令和6年度の最低賃金の改定(改正答申を含む)に伴い、全従業員の賃金を、改定後の最低賃金額(952円)を超える額に引き上げた者及び既に全従業員の賃金が最低賃金を超えている事業者の場合、春闘や最低賃金の改正(改正答申を含む)の結果を参考に、賃金の引き上げを実施した事業者 パートナーシップ構築宣言を行い、中小企業庁が依頼する団体が運営するポータルサイトへ掲載された事業者 【補助の内容】 国・県の補助事業に係る補助対象経費のうち、自己負担額を1/10まで軽減できるよう、上乘せ補助(上限あり)。 【補助金額】 (国・県の補助事業に係る補助対象経費) × 補助率 = 補助金額 (千円未満切捨て) 国・県の補助金の種類毎に「補助率」及び「補助上限額」を設定 【申請期間】 令和7年4月下旬～令和8年1月まで 予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。 【申請方法】 県ホームページから電子申請を受付けます。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/215469.html
問い合わせ先	熊本県商工労働部 商工振興金融課 TEL: 096-333-2326

工場（事業所）の新增設等の資金について低利で融資を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県企業立地促進融資

説明	本県における企業立地を促進するため、県内に工場等を新增設する企業に対し、必要な資金を長期かつ低利で融資します。																									
概要	1 融資対象企業 ・立地企業：県が誘致企業として認定した企業又は誘致企業等と生産連携を図るために県内で新增設しようとする協力企業 ・業種：製造業、ソフトウェア業、特定分野開発業等 ・要件：投資額1億円以上、雇用5人以上 (県営工業団地の土地取得の場合は、投資額及び雇用の要件はありません) 2 融資資金用途 ・工場用地の取得、造成に要する資金 ・工場の建設又は購入に要する資金 ・構築物建設や機械設備取得に要する資金 3 融資限度額 ・一般資金 2億円(投下固定資産の2/3以内) ・特別資金 4億円(投下固定資産の2/3以内) 4 融資期間、利率 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">融資期間</th><th rowspan="2">固定期間</th><th colspan="2">融資利率</th></tr><tr><th>一般資金</th><th>特別資金</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="2">15年以内</td><td>15年</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>2</td><td>5年</td><td>0.5%</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">10年以内</td><td>10年</td><td>0.7%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>4</td><td>5年</td><td>0.5%</td><td>0.7%</td></tr></table> (うち据置期間3年以内) 5 制度の仕組み 企業 金融機関 県 融資申込み 協議 貸付(預託) 融資実行(協調融資)		融資期間	固定期間	融資利率		一般資金	特別資金	1	15年以内	15年	1.0%	1.0%	2	5年	0.5%	0.7%	3	10年以内	10年	0.7%	0.8%	4	5年	0.5%	0.7%
	融資期間				固定期間	融資利率																				
		一般資金	特別資金																							
1	15年以内	15年	1.0%	1.0%																						
2		5年	0.5%	0.7%																						
3	10年以内	10年	0.7%	0.8%																						
4		5年	0.5%	0.7%																						
ホームページ	https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00322/index.html (企業立地ガイド熊本) https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/68/99846.html (県ホームページ)																									
問い合わせ先	熊本県商工労働部 企業立地課 TEL：096-333-2328																									

事業資金を借りたい							
分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県中小企業融資制度

説明	中小企業者の方が金融機関から融資を受けやすいように、県が制度を定め、金融機関・保証協会がその条件に協力して融資を行います。
概要	【お申込みできる方】 以下の要件をすべて満たしている必要があります。 1 熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者・中小企業団体等であること。 2 県内で事業を営んでいること。 3 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次の(1)～(4)の場合を除く。 (1) 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合 (2) 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金又は熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合 (3) 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合 (4) 借入目的と同一事業を3月以上営んでいる者が新型コロナウイルス感染症に係る熊本県金融円滑化特別資金で融資を受ける場合 4 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。 5 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。 6 納期が到来した県税について滞納がないこと。 【融資までの一般的な流れ】 (1) 相談・申込 申込窓口（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、一部資金では金融機関）にご相談・お申込みください。 (2) 金融機関・信用保証協会の審査 経営状況や事業内容の審査を行います。 (3) 融資実行 審査を通過すると、融資が実行されます。 【融資内容】 目的に応じて資金を準備しています。融資要件、利率、保証料率、融資限度額について、詳しくはホームページを御覧ください。 【融資に関する相談先（主なお申し込み先）】 県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 【信用保証に関すること】 熊本県信用保証協会
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html （県ホームページ）
問い合わせ先	熊本県商工労働部 商工振興金融課 TEL：096-333-2314

工場（事業所）の新增設等に対して税制優遇を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県工場等設置奨励条例に基づく税制優遇措置

説明	工鉦業等の開発の促進及び本県の産業振興を図るため、県内に工場等を新設等する企業等に対し、県税の課税免除若しくは不均一課税の税制優遇を行います。																												
概要	【対象】 以下の３つの要件をすべて満たすこと。 (1) 各法律で定める特定地域に施設等を設置した事業者であること (2) 各法律で定める対象事業であること (3) 生産設備の取得価格が各法律で定める金額を超えていること 【各法律の税制優遇】 <table><tr><th rowspan="2">法律名</th><th rowspan="2">税制優遇の区分</th><th colspan="2">対象税目</th></tr><tr><th>法人事業税</th><th>不動産取得税</th></tr><tr><td>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</td><td>課税免除</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>半島振興法</td><td>不均一課税</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>離島振興法</td><td>課税免除</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>地域未来投資促進法 (略称)</td><td>課税免除</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>地域再生法</td><td>課税免除</td><td>×</td><td>○</td></tr></table> 【手続きの流れ】 (1) 適用工場等指定申請（当該事業用設備の工事着手 30 日前までに） → 要件等審査後に県企業立地課から指定書交付 (2) 事業開始報告（指定を受けた工場等の操業開始後 10 日以内） → 県企業立地課から管轄する県広域本部課税担当課に書類を送付 (3) 県広域本部課税担当課に課税免除（不均一課税）申請 → 県広域本部課税担当において現地調査 (4) 還付または課税 【その他】 ・ 各法律の要件については、ホームページをご確認ください。 ・ 申請には書類の作成が必要となりますので、前もって早めに事前相談していただくようお願いします。			法律名	税制優遇の区分	対象税目		法人事業税	不動産取得税	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	課税免除	○	○	半島振興法	不均一課税	○	○	離島振興法	課税免除	○	○	地域未来投資促進法 (略称)	課税免除	×	○	地域再生法	課税免除	×	○
法律名	税制優遇の区分	対象税目																											
		法人事業税	不動産取得税																										
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	課税免除	○	○																										
半島振興法	不均一課税	○	○																										
離島振興法	課税免除	○	○																										
地域未来投資促進法 (略称)	課税免除	×	○																										
地域再生法	課税免除	×	○																										
ホームページ	https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00377/index.html （企業立地ガイド熊本）																												
問い合わせ先	熊本県商工労働部 企業立地課 TEL:096-333-2329																												

大学等と連携し、半導体に係る最先端の研究開発を行いたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本市地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト補助金

説明	半導体の三次元積層技術の開発や既存半導体技術の高度化等に係る研究を支援します。 「くまもと3D連携コンソーシアム」に入会した方が対象となります。																								
概要	【補助対象者】 県内に事業所等を置く企業等 事前に、熊本県地方大学・地域産業創生共同研究プロジェクト事業計画の認定を受けた共同研究プロジェクトの構成員であること 【補助対象事業】 補助対象者が認定を受けた共同研究開発事業計画に基づき行う共同研究開発事業であって、研究開発の初期段階のもの 【補助率・補助限度額等】 補助率：2 / 3 以内 補助限度額：2 , 0 0 0 万円 3 年総額 5 , 0 0 0 万円 【補助対象経費】 人件費 ()・謝金、旅費、施設整備経費、設備・物品費 等 本事業の実施のために新たに雇用する者の人件費のみ対象 【手続きの流れ】 ご興味のある方は、時期に関わらずお早めにご相談ください。 <table><tr><td>第1回</td><td>第2回</td><td>プロジェクト認定の流れ</td><td>補助金申請の流れ</td></tr><tr><td>R7.8</td><td>R8.2</td><td>共同研究 PJ 事業計画認定 申請書提出 (事業者→県) 審査、認定通知 (県→事業者)</td><td></td></tr><tr><td>R7.9</td><td>R8.3</td><td rowspan="4"> 補助金交付申請以後の 流れは目安として記載 しています。 </td><td>補助金交付申請 (事業者→県)</td></tr><tr><td>R7.10</td><td>R8.4</td><td>交付決定通知 (県→事業者) 事業の実施 (事業者)</td></tr><tr><td>R8.2</td><td>R9.2</td><td>実績報告書の提出 (事業者→県)</td></tr><tr><td>R8.3</td><td>R9.3</td><td>確定検査、補助金支払い (県→事業者)</td></tr></table> 【その他】 予算の範囲内で当該補助事業を実施するため、要望どおりで採択されとは限りません。 「くまもと3D連携コンソーシアム」の内容については、16ページの「半導体産学官連携推進事業」を参照ください。				第1回	第2回	プロジェクト認定の流れ	補助金申請の流れ	R7.8	R8.2	共同研究 PJ 事業計画認定 申請書提出 (事業者→県) 審査、認定通知 (県→事業者)		R7.9	R8.3	補助金交付申請以後の 流れは目安として記載 しています。	補助金交付申請 (事業者→県)	R7.10	R8.4	交付決定通知 (県→事業者) 事業の実施 (事業者)	R8.2	R9.2	実績報告書の提出 (事業者→県)	R8.3	R9.3	確定検査、補助金支払い (県→事業者)
第1回	第2回	プロジェクト認定の流れ	補助金申請の流れ																						
R7.8	R8.2	共同研究 PJ 事業計画認定 申請書提出 (事業者→県) 審査、認定通知 (県→事業者)																							
R7.9	R8.3	補助金交付申請以後の 流れは目安として記載 しています。	補助金交付申請 (事業者→県)																						
R7.10	R8.4		交付決定通知 (県→事業者) 事業の実施 (事業者)																						
R8.2	R9.2		実績報告書の提出 (事業者→県)																						
R8.3	R9.3		確定検査、補助金支払い (県→事業者)																						
ホームページ	8 月、2 月頃公表予定 (共同研究プロジェクト事業計画認定の公募)																								
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL : 096-333-2637																								

大学等と連携し、革新的な製品・技術開発を目指した研究開発を行いたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

くまもとクロス支援事業（新製品・新技術開発補助金）

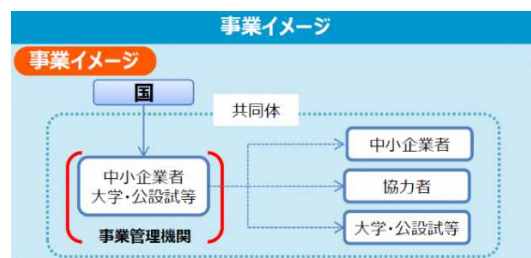
説明	県内の中小企業が大学等と連携し、革新的な製品・技術の開発を目指して取り組む研究開発等を支援します。 その成果を、国の Go-Tech 事業等を活用した“より高度な技術開発”に発展させることで、県内におけるオープンイノベーションを強力に推進します。
概要	【補助対象者】 県内に事業所・工場を有する中小企業（必須。個人事業者を含む）、その他の企業、大学等で構成される任意のグループ 【補助対象事業】 補助対象者が、革新的な製品・技術開発を目指し、連携により実施する研究開発 【補助率・補助限度額等】 補助率：1 / 2 以内 補助限度額：1 件について 6 0 0 万円（設備備品費以外）及び 4 0 0 万円（設備備品費）。ただし、補助金（設備備品費）の額は補助金の総額の 2 分の 1 未満。 【補助対象経費】 謝金、旅費、直接人件費、物品費、庁費、委託費 等 【公募期間】 令和 7 年（2 0 2 5 年）4 月 2 1 日（月）～ 6 月 2 7 日（金） 【手続きの流れ】 (1) 交付要望書の提出 事業代表者が県に提出 → 審査会にて審査後に県から内定通知 (2) 交付申請 → 要件等審査後に県から交付決定通知 (3) 事業実施 (4) 実績報告 → 県が確定検査 (5) 補助金支払い 【その他】 予算の範囲内で当該補助事業を実施するため、要望どおりで採択されとは限りません。 公募については、くまもとクロス支援事業 新製品・新技術開発補助金 公募要領を参照ください。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/233303.html
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2321

大学・公設試等研究機関と連携した研究開発の支援を受けたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）

説明	中小企業者等が大学・公設試等と連携して行う、研究開発及びその事業化に向けた取組を最大3年間支援する国の補助事業です。当財団は、事業管理機関として事業計画の運営管理、事務処理等の支援を行います。
概要	以下は、令和7年度における国の補助事業の概要。詳細は公募要領を参照のこと。 【対象】 中小企業者等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向け、大学・公設試等と連携して行う研究開発等。具体的には、「中小企業の特定制ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」を踏まえた研究開発等が支援対象。 【補助要件】 中小企業者等を中心とした共同体 【補助金額】 ・ 補助率 (1) 中小企業者等(補助率: 2 / 3 以内) (2) 大学・公設試等(補助率: 定額) ・ 採択審査委員会の評価により上限有 ・ 上限額（通常枠） - 単年度 : 4,500万円以下 2年度まで合計 : 7,500万円以下 3年間合計 : 9,750万円以下 ・ 上限額（出資獲得枠） - 単年度 : 1億円以下 2年度まで合計 : 2億円以下 3年間合計 : 3億円以下 但し、補助上限額は、民間ファンド等の出資予定額の2倍を上限とする 【手続きの流れ】 1. 事業管理機関への相談(応募前年の12月には当財団に相談してください) 2. 事業内容のブラッシュアップ 3. 事業管理機関がまとめて応募(公募期間: 例年2月～4月中旬) 4. 採択発表 (6月中旬～下旬) 5. 交付申請 6. 交付決定後事業開始
ホームページ	https://www.chusho.meti.go.jp/ (中小企業庁)
問い合わせ先	公益財団法人くまもと産業支援財団 産業振興部 産学連携推進室 TEL : 096-286-3300



新商品を開発し国内の販路を開拓したい							
分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他
新商品開発等支援事業費補助金 (1) 新商品開発・テストマーケティング支援事業							

説明	新商品の開発及びテストマーケティングに要する費用の一部を補助します。
概要	【対象事業】 県内の農林水産物を活用して農商工連携による新商品を開発し、県内外の小売店や催事等で実施するテストマーケティング事業を対象とします。 【対象商品】 ・熊本県内産の農林水産物を原料として、県内で製造される農商工連携による新商品であること。 ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していない商品であること。 ・商品は事業開始まで販売されていないこと。 【対象経費】 試作・開発関係費 原材料費（試食サンプル） 委託加工費、食品分析費等 印刷費 パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等 機械費 10万円以下の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費 装飾費 テストマーケティングを行う売り場の装飾費等 謝金及び旅費 アドバイザー等招聘にかかる経費 【補助金額等】 ・補助対象経費の1/2以内 ・1申請者あたり上限50万円 【手続きの流れ】 計画書提出 → 要件等審査後県から採択通知 交付申請書提出 → 内容確認後県から交付決定通知 事業実施 実績報告書提出 → 内容確認後県から交付確定通知 補助金請求 → 補助金交付 【その他】 補助を受けたい場合、県の交付決定通知後に着手する必要があります。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/209/205658.html
問い合わせ先	熊本県商工労働部食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 TEL：096-333-2349

海外輸出にチャレンジし、新たに販路を開拓したい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

海外ビジネス展開支援事業補助金

説明	県内事業者が取り組む海外輸出のチャレンジに係る経費の一部を補助します。			
概要	【対象事業者及び補助率・上限額】			
		補助対象事業者	補助率	上限額
	海外展開チャレンジ事業	新規に海外展開に取り組む又は既存の海外展開を拡大させる県内事業者（原則、輸出開始から6年未満の者）	県内事業者 1 / 2 以内	30万円
	輸出拠点強化支援事業	農林水産物・加工品の輸出拡大に向け、県内の生産者やメーカーの商品をとりまとめて出荷する拠点を構築し、輸出のすそ野拡大に取り組む県内事業者	県内事業者 1 / 2 以内	30万円
			定額 1	
	輸出先進モデル育成支援事業	農林水産物・加工品の輸出拡大に向け、新たな市場開拓やコスト低減、非関税障壁への対応など、先駆的な取り組みを行う県内事業者	県内事業者 1 / 2 以内	100万円
定額 1				
1：定額補助となる対象事業者：農林水産業を営む法人、協同組合、共同出資法人、農林水産漁業者（個人の場合3人以上の組織）				
< 補助対象経費（共通） > 海外向け商談会、展示会等出展に係る経費、旅費、規制対応に係る経費、広告宣伝に係る経費等 予算の範囲内で補助金を交付します。 交付申請における提出書類及びスケジュールについては、公募開始の際にHP等でお知らせいたします。				
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/209/236195.html			
問い合わせ先	熊本県商工労働部食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 TEL:096-333-2395			

新商品を開発し国内の販路を開拓したい							
分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

新商品開発等支援事業費補助金

(2) 農商工連携販路開拓支援事業

説明	開発した商品の販路開拓のために、県外で開催される見本市、商談会等へ出展する際に要する費用の一部を補助します。
概要	【対象事業】 県内の農林水産物を活用し、令和6年度(2024年度)以降に農商工連携により開発された商品を、販路開拓のために、東京、大阪、福岡等の県外で開催される見本市、商談会等への出展事業を対象とします。 【対象商品】 ・令和6年度(2024年度)以降に、熊本県内産の農林水産物を原料として県内で製造された農商工連携等による商品であること。 ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(ＪＡＳ法)、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していない商品であること。 【対象経費】 小間料 商談会等への出展に係る小間料 小間装飾費 小間の装飾及び備品借り上げに要する経費 輸送費 出展品等の輸送に要する経費及び輸送に係る保険加入に要する経費 印刷費 商談会等において配付するパンフレット等の作成に要する経費 旅費：見本市等への出展に係る宿泊交通費 (ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く) 【補助金額等】 ・補助対象経費の1/2以内 ・1申請者あたり上限50万円 【手続きの流れ】 計画書提出 → 要件等審査後県から採択通知 交付申請書提出 → 内容確認後県から交付決定通知 事業実施 実績報告書提出 → 内容確認後県から交付確定通知 補助金請求 → 補助金交付 【その他】 補助を受けたい場合、県の交付決定通知後に着手する必要があります。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/209/205658.html
問い合わせ先	熊本県商工労働部食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 TEL：096-333-2349

展示会の出展費用の相談をしたい

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

製造品・情報成果物販路拡大支援事業（出展助成金）

説明	自社の製造品や情報成果物等の販路拡大を目指す中小企業が、国内外の展示会等に出展を行う場合、必要な経費の一部を助成します。											
概要	対象企業 熊本県内に事業所を有する中小製造業者 熊本県内に事業所を有する中小ソフトウェア業者 <u>団体等も助成対象となります。</u> <u>前年度に当該助成金の交付を受けた企業は、当年度の助成対象となりません。</u> 募集期間 2025年7月（予定）（募集は下記ホームページでお知らせします。） 助成対象展示会 国内外で、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間に開催の地域見本市・国際見本市などの展示会を助成対象とします。 <u>即売を目的とした展示会等に出展する場合や他の団体が必要経費を負担する展示会等に出展する場合等は助成対象となりません。</u> 助 成 額 <table><tr><td colspan="2"></td><td>助成率</td><td>助成限度額</td></tr><tr><td rowspan="2">企業・団体等</td><td>国内出展</td><td>1 / 2 以内</td><td>15万円</td></tr><tr><td>国外出展</td><td>1 / 2 以内</td><td>25万円</td></tr></table> 申請方法 募集開始後に下記ホームページより申請書をダウンロード 【申請後の流れ】 申請書ご提出→ヒアリング実施（8月）→採択可否結果連絡（9月） 助成対象経費 ～オンライン出展にも対応～ 小間料 装飾費 旅費（交通費、宿泊費、2名分まで） 出展物輸送費 オンライン出展料 コンテンツ制作費（＊ はオンライン出展の場合に適用） （ただし、公租公課その他財団が別に規定するものは対象となりません。）			助成率	助成限度額	企業・団体等	国内出展	1 / 2 以内	15万円	国外出展	1 / 2 以内	25万円
		助成率	助成限度額									
企業・団体等	国内出展	1 / 2 以内	15万円									
	国外出展	1 / 2 以内	25万円									
ホームページ	http://www.kmt-ti.or.jp/sales （くまもと産業支援財団）											
問い合わせ先	公益財団法人くまもと産業支援財団 企業支援部 ビジネスマッチング推進室 TEL：096-289-2437											

商品開発などの取組みに対する財政的支援を受けたい（創業5年以内）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

熊本県スタートアップ支援補助金

説明	県内における起業のさらなる促進に向けて、革新的な技術・サービス等、高い将来性が見込める創業後5年以内の企業の取組みを支援します。
概要	【対象】 次のすべてを満たす者 県内に事業所または工場を有する個人事業主または法人 令和2年4月1日以降に法人を設立（個人事業主の場合は、事業を開始）していること 中小企業基本法に規定する中小企業者であること 【主な支援内容】 < 補助対象事業 > 革新的な商品やサービスの開発またはそれらの販路拡大のための取組み < 補助対象外の取組み > 主要な部分を外注する取組み 新技術、新商品および新サービスの開発主体および開発成果の取得主体が、実質的に補助事業者でないと認められる取組み 生産を目的とする原材料や機械装置等の購入および商品の展示販売等の営利活動とみなされるもの 国、都道府県等が実施する他の補助金、委託費等を受給する事業 < 補助率・補助金額 > ・ 補助限度額 100万円 ・ 補助率 1/2 以内（採択テーマ：3件程度） < 補助対象経費 > ・ 謝金・旅費（専門家や講師、社員に対するもの） ・ 直接人件費（商品開発、サービス向上または販路開拓に直接従事する者に係るもの） ・ 事業経費（原材料費、マーケティング調査費、展示会出展費、委託費等） ・ 庁費 【募集時期】 募集は終了しました
ホームページ	
問い合わせ先	熊本県 商工労働部 産業支援課 産業戦略班 TEL：096-333-2321

投資（資金提供）を受けたい（創業初期・新分野進出期）

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

株式・新株予約権付社債の引受けによる資金提供

説明	創業初期やスタートアップ期の企業および新分野進出期の企業を支援するために、直接投資（株式引受、新株予約権付社債引受）を行っています。												
概要	新しい技術や商品・サービスに係る事業に取り組み、資金的な支援を必要とする創業初期やスタートアップ期の企業および新分野進出期の企業に対して、株式・新株予約権付社債の引受けによる資金提供を行っております。 【対象】 企業の要件（いずれも満たす方を対象としています） ・株式会社で、原則として資本金 1 億円以下または従業員 300 人以下 ・原則として設立後 10 年以内又は新分野の事業への進出後 3 年以内（ ） 新分野進出後 3 年以内の場合は、その事業に関して投資対象とします。 ・熊本県内の事業者、又は熊本県内で起業化しようとしている方 事業内容の要件 ・新しい技術や商品、サービスに係る事業であり、かつ、県内における雇用機会の創出につながるものであること 【事業内容】 ○投資の種類 <table><tr><td>引受対象</td><td>株式（第三者割当株式）</td><td>転換社債型新株予約権付社債</td></tr><tr><td>引受限度額</td><td>1 件 2,000 万円以内 ただし、筆頭株主にならない範囲での引受額</td><td>1 件 2,000 万円以内</td></tr><tr><td>期間</td><td colspan="2">原則 10 年以内(期日一括買戻又は償還)</td></tr><tr><td>備考</td><td>-</td><td>利率は金利状況等を考慮して決定</td></tr></table> ○投資までの流れ 1) 会社概要・事業内容のヒアリング 2) ビジネスプランの作成(新規性・独自性・事業内容等による選定) 3) ベンチャーマーケット「二火会」などでのビジネスプラン発表（任意） 4) 投資・経営に関する勉強会参加 5) 申請書の提出(所定の様式による審査書類作成) 6) 投資先選定審査会による審査 7) 投資(審査会承認案件) ○投資後の遵守事項 報告事項：株主総会の開催、決算書、勘定科目明細・法人税申告書写し提出 事前承認事項：代表取締役の変更、新株・新株予約権付社債の発行 その他重要事項に関すること	引受対象	株式（第三者割当株式）	転換社債型新株予約権付社債	引受限度額	1 件 2,000 万円以内 ただし、筆頭株主にならない範囲での引受額	1 件 2,000 万円以内	期間	原則 10 年以内(期日一括買戻又は償還)		備考	-	利率は金利状況等を考慮して決定
引受対象	株式（第三者割当株式）	転換社債型新株予約権付社債											
引受限度額	1 件 2,000 万円以内 ただし、筆頭株主にならない範囲での引受額	1 件 2,000 万円以内											
期間	原則 10 年以内(期日一括買戻又は償還)												
備考	-	利率は金利状況等を考慮して決定											
ホームページ	https://www.kmj-backup.or.jp/investment/ （くまもと産業支援財団）												
問い合わせ先	公益財団法人くまもと産業支援財団 産業振興部 起業化支援室 TEL：096-287-4465												

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

地域課題解決型起業支援事業

説明	デジタル技術を活用して、地域課題の解決を目的とした起業をする者及び R7.4.1 以降に起業をした者を対象に、起業を支援することを目的として、予算の範囲内において「地域課題解決型起業支援補助金」を交付します。
概要	【補助対象者】 次の(1)～(3)をすべて満たすこと (1) 令和7年(2025年)4月1日以降、令和8年(2026年)1月31日までに個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。 (2) 熊本県内で起業を行い、熊本県内に居住又は、令和8年(2026年)1月31日までに県内に居住することを予定していること。 (3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。 【補助金の交付対象事業】 次の(1)～(6)のすべての要件を満たすこと (1) 社会的事業の要件(次の～すべて)を満たすこと。 起業する地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資するものであること(社会性及び必要性) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性) 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用) 次の社会的事業等の分野における起業であること ○地域活性化 ○まちづくりの推進 ○過疎地域等の活性化 ○社会教育 ○社会福祉 ○環境 (2) 熊本県内で実施する事業であること。 (3) 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)1月31日までに、新たに起業する事業であること。 (4) 起業パートナー(商工会、商工会議所、市町村、金融機関等の各種支援機関)と連携して事業計画書を作成していること。 (5) 国、県、市町村が実施する他の補助金、委託費等を受給する事業でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業でないこと。 【補助金の概要】 (1) 補助上限額：200万円(補助率：補助対象経費の1/2以内) (2) 補助対象経費 ○人件費 ○店舗等借料 ○設備費 ○原材料費 ○借料 ○知的財産権等関連経費 ○謝金、旅費 ○マーケティング調査費 ○広報費 ○外注費 ○委託費等
ホームページ	(準備中)
問い合わせ先	熊本県商工労働部 産業支援課 TEL：096-333-2321 公益財団法人くまもと産業支援財団 起業化支援室 TEL：096-287-4465

社員食堂で県産食材を使うフェアを盛り上げたい。

分野	経営支援	金融支援	技術・研究	販路拡大	起業・創業	雇用・人材	その他
分類	相談・助言	補助金等	融資	税制優遇	認定等	研修・イベント	その他

社員食堂等における県産品活用推進事業

説明	社員食堂で熊本県産農林畜水産物を使用したメニューを提供する「熊本フェア」をしていただく企業に、フェアを盛り上げる資材の提供などを行います。
概要	【対象】 (1) 社員食堂を有する従業員が50人以上(正社員だけでなくパートタイマー、アルバイト、契約従業員、派遣従業員も労働者数にカウントする。雇用形態や契約期間の定めの有無は問わない。)の企業又は当該企業の給食業務を受託している企業。 (2) 熊本県内外に事業所を有する企業等とする。 【支援の条件】 1 熊本県産農林畜水産物を使用したメニューを提供し、地産地消の意義を社内にPRする「熊本フェア」を実施すること。 2 フェアは複数日実施すること(連続でなくても可) 3 使用する県産農林畜水産物の金額・品目数は問わない(米のみ、野菜のみでも可) 4 実施後、取組内容の報告に協力できること(メニューの内容、今後の県産品使用意向など) 【支援内容(予定)】 1 フェアを盛り上げる資材を貸与・提供します。 ・のぼり旗、法被、コースター、マスク等 2 熊本県産食材を社内等でPRする資材を提供します。 ・ポスター・リーフレット等 3 熊本県産品の試食サンプルを提供します。 ・社員の皆さんに熊本県産食材の美味しさを知っていただくため、試食用サンプルを提供します(上限あり)。 4 くまモン出演で盛り上げます。 ・フェアの内容が、くまモンの出動条件やスケジュール等に合致した場合、くまモン出演の調整を行います。 【応募方法・申請書類等】 ・内容が確定次第、熊本県公式サイト(流通アグリビジネス課)のページに掲載します。
ホームページ	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/73/237894.html
問い合わせ先	熊本県農林水産部 食のみやこ推進局 流通アグリビジネス課 TEL : 096-333-2424